

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第18号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年総社市規則第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇) 第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署へ出頭の場合 その都度必要と認める日又は時間 (3)～(23) 略 2 略</p>	<p>(特別休暇) 第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署へ出頭の場合 その都度必要と認める日又は時間 (3)～(23) 略 2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。